

従業員の子育てを応援します

こっころカンパニー



認定までの流れ

次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定

(従業員数が101人以上の企業は義務)



一般事業主行動計画とは？

従業員が仕事と家庭の両立ができるよう、制度の充実や周知・労働条件の見直しなどをすすめる企業の行動計画です。

一般事業主行動計画の届出

労働局雇用環境・均等室へ

こっころカンパニー申請

島根県女性活躍推進課へ

こっころカンパニー審査

認定基準

- ・基本項目審査（11項目）
 - 法令義務の確認（育児休業・看護休暇等）
 - 一般事業主行動計画の策定・届出
- ・こっころ度審査（165点中 55点以上）
 - 子育て支援に対する姿勢
 - ・支援制度の従業員への周知
 - ・有給休暇の取得促進 など
 - 法律義務を超える子育て支援制度
 - ・育児休業制度
 - ・短時間勤務、事業所内託児所設置 など

こっころカンパニー認定



<県の支援>（令和3年度）

- ホームページ・広報誌でのPR
- 認定ロゴ・マークの使用
- 女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金の活用
- 制度融資での優遇（設備資金、運転資金）
 - ・県まち・ひと・しごと創生資金の融資
- 入札制度での優遇
 - ・県建設工事の入札参加資格審査で加点
 - ・県建設工事の総合評価方式の評価項目への導入
 - ・県庁舎の清掃業務・各種警備業務委託の入札参加資格審査での加点

※本社が県外にある企業についても、本社で届出をされた一般事業主行動計画で申請が可能です。

※平成28年度より「こっころカンパニー」認定企業の中から、認定時の審査項目と育児休業や年次有給休暇の取得率、時間外労働の状況などの実績を合わせ特に優れている企業を「プレミアムこっころカンパニー」として認定、表彰を行う制度を新設しました。

<申請方法>

所定の認定申請書及び審査票を記入の上、必要書類を添付し提出してください。申請書及び審査票については、島根県政策企画局女性活躍推進課のホームページに掲載しています。

<お問い合わせ>

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県政策企画局女性活躍推進課
電話：0852-22-5245 FAX：0852-22-6155
メール：josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp